

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

山梨厚生年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月22日

私は、年金事務所からの通知にA社に勤めていた平成15年12月22日支給の賞与の記録が無いことに気がついた。所持している給与明細書には、厚生年金保険料が控除されているので、正しく記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与の支給控除一覧表及び申立人が提出した賞与支払明細書により、申立人は、平成15年12月22日に同社から賞与の支給を受け、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から42年2月までの期間、43年6月から同年7月までの期間、44年11月から50年2月までの期間、52年1月から平成7年1月までの期間、同年3月及び同年12月から10年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年1月から42年2月まで
② 昭和43年6月から同年7月まで
③ 昭和44年11月から50年2月まで
④ 昭和52年1月から平成7年1月まで
⑤ 平成7年3月
⑥ 平成7年12月から10年10月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録が無い。とにかく、A市、B市、C市及びD市の4市の記録を調べれば必ず記録が出てくるはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達時から申立期間において国民年金に加入し、保険料の納付をしていたと主張している。

しかし、申立人は外国籍であり、外国人への国民年金の適用が始まったのは昭和57年1月1日であるため、申立期間のうち56年12月以前については国民年金に加入できない期間である。

また、昭和57年1月以降の申立期間については外国人の適用が始まった後ではあるが、193か月と長期間であり、行政機関が長期間にわたり記録管理を誤ることは考え難い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 59 年 12 月 1 日まで

昭和 53 年 4 月に A 社に入社したが、53 年度高卒新入社員の初任給は 15 万 5,000 円前後、1 年に一度 1 万円程度の昇給があったと思う。私の年金記録の標準報酬月額は 8 万 6,000 円から始まっているが、これでは半額にしかならず、残業等により給与が手取り 20 万円支給されることもあった。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 53 年度高卒新入社員の初任給は 15 万 5,000 円前後で、1 年に一度、1 万円程度の昇給があった。」と主張しているところ、A 社の担当者は、「賃金台帳、源泉徴収簿、給与支払・保険料控除を確認できる資料及び社会保険関係書類事業主控は、当社における保存期限を経過しているため残っていないが、昭和 53 年度高卒新入社員の初任給は 7 万 8,000 円との記録があった。」と回答している。

また、B 厚生年金基金に登録されている標準報酬月額とオンライン記録は一致している。

さらに、申立人の標準報酬月額に係る記録の変遷は、オンライン記録から、同期入社の高卒女子社員と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが著しく低額であるという事実も見当たらず、訂正等の不自然な形跡も見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。